

契約の締結

契約締結が必要な研究は、東京大学臨床研究審査委員会（CRB）の審査で「承認」された契約書案、または事前に研究推進課の確認を受けた契約書案を用いて、該当する相手と契約を締結してください。

<契約締結が必要となる研究>

- ・企業から資金提供を受ける研究
- ・奨学寄附金を原資とする研究（寄附企業の医薬品を使用する場合）
- ・臨床研究の一部を外部の開発業務受託機関（CRO）等に委託する研究
- ・その他金銭の授受、役務、物品等の提供が発生する研究
- ・本院が主任となる多施設共同研究となる研究

<契約締結時の留意事項>

- ・研究資金等の提供に係る契約は、当該資金等を提供する前に締結してください。
- ・契約書は、事前に研究推進課の確認を受けた文書で締結してください。

その他、契約手続きや費用の支払い等の各種手続きについては、研究推進課に相談してください。

<問い合わせ先>

研究推進課 臨床研究推進チーム

TEL : 03-5800-9148 内線 32393

e-mail : kenkyuALL@adm.h.u-tokyo.ac.jp